

佐伯市産後ケア事業のご案内

【利用できる方】

佐伯市に住民票がある、産後149日まで（訪問型は1年未満）の産婦さんと赤ちゃんで、支援を必要とするすべての方が対象です。

【事業の内容】

大分県内の協力医療機関（産婦人科や助産院、自宅等）で、様々なケアやサポートが受けられます。

- ☐ からだのケア（状況に応じて、からだを休めることができます）
- ☐ 授乳のサポート（おっぱいのケアなど）
- ☐ 心のケア（悩みを聞き、不安等に対するサポートが受けられます）
- ☐ 育児の相談等（赤ちゃんのお世話の仕方、沐浴やスキンケアの方法など赤ちゃんのケアについてアドバイスが受けられます）

【サービスの種類および利用料】

種類	利用時間	利用単位	利用額		利用上限	その他
		1回	一般世帯	生活保護 非課税世帯		
宿泊型	午前10時～ 翌日午前10時	1泊2日 3食付	3,000円	無料	計14回 まで 各7回、	・施設の利用状況により、ご希望通りに利用できない場合があります。 ・ 食事代は別途各施設の代金をお支払いください。 ・自宅までの訪問が可能かどうかは利用施設へお問い合わせください。
デイサービス型	午前10時～16時	1日1食	1,500円			
訪問型	午前10時～17時 までの間	2時間程度 (多胎は3時間)	1,000円			

【利用可能な施設について】

佐伯市内の協力機関	種 類	受け入れ可能な日齢
すがのウイメンズクリニック	宿泊型	産後89日まで
	デイサービス型	
わたなべ助産院	宿泊型	産後149日まで
	デイサービス型	
	訪問型	1年未満

佐伯市公式
ホームページ



※佐伯市外の協力医療機関の利用も可能です。産後ケアを受けられる施設は佐伯市公式ホームページからご確認の上、お問い合わせください。

【利用方法】

産後ケア事業を利用するためには、利用前に必ず申請が必要です。

※裏面の利用方法をご確認いただき、申請してください。



佐伯市産後ケア事業を動画で紹介しています

☆ 佐伯市公式動画チャンネル さいきDo

https://youtube.com/shorts/I5CopGO_C5k?feature=share

☆ 佐伯市公式Instagramでもショート動画を配信中



【利用方法】産後ケア事業を利用するためには、利用前に必ず申請が必要です。

①利用を希望される施設と希望日の仮予約をお願いします。

②申請はオンライン申請です。佐伯市公式LINEから行ってください。

※原則、利用の5日前までに申請してください。

お急ぎの場合は「こども家庭センター まある」へご連絡ください。

③申請後、保健師による聞き取り(電話連絡等)をさせていただきます。

④利用決定通知を送付します。→利用施設へご持参ください。

⑤利用の際、利用者負担金、食事代等(施設から請求される代金)は利用施設へ直接お支払いください。

※利用に関するご相談等は「こども家庭センター まある」までご連絡ください。

【佐伯市公式LINEからのオンライン申請方法】

佐伯市 LINE 公式アカウント
友だち登録はこちらから▶

表示されたメニュー内から「産後ケアの利用申請」を選択します。申請前にご利用案内を確認の上、申請を行ってください。

【キャンセル・日程の変更について】

○以下の場合にはキャンセル料が発生します。

- ・宿泊型・デイサービス型で、利用日の前日16時までに利用者からのキャンセル連絡がなく、当日利用しなかった場合。
- ・訪問型で、利用者からのキャンセル連絡がなく、当日助産師が訪問し、利用しなかった場合。

○利用日時の変更は、直接利用施設にご相談ください。

○利用決定後の日程の追加、変更、利用施設の変更については、速やかにこども家庭センターまあるまで電話にてご連絡ください。

【連絡先】

佐伯市こども家庭センター まある(市役所2階)

☎ 0972-23-4515